

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

ページ

**告 示**

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止(五三七・福祉政策課)……………1

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

の支援に関する法律による介護機関の指定(五三八・福祉政策課)……………2

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更(五三九・福祉政策課)……………2

○公共測量終了の通知(五四〇・建設管理課)……………3

○道路の供用開始(五四一・道路課)……………3

○用途地域における建築の許可に係る公開による意見の聴取(五四二・建築住宅課)……………3

○証紙売りさばきの廃止の届出(五四三・会計管財課)……………3

**公 告**

○特定調達契約に係る落札者の決定(山本地域振興局総務企画部)……………3

○土地改良区の役員の届出(仙北地域振興局農林部)……………3

**選挙管理委員会告示**

## 告 示

○公職選挙執行規程の一部を改正する規程(九七)……………4

○選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九八)……………4

**秋田県告示第五百三十七号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
横手市短期入所施設シルバードームいきいきの郷	横手市長	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年六月三十日
横手市増田町居宅介護支援事業所	横手市長	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	居宅介護支援事業	平成二十年六月三十日
横手市デイサービスセンターシルバードームいきいきの郷	横手市長	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年六月三十日
横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人デイサービスセンター	横手市長	横手市山内土渕字鶴ヶ池三十一番地三	通所介護	平成二十年六月三十日
横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人短期入所施設	横手市長	横手市山内土渕字鶴ヶ池三十一番地三	短期入所生活介護	平成二十年六月三十日
横手市特別養護老人ホーム雄水苑	横手市長	横手市十文字町梨木字御休ノ上百八	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年六月三十日
横手市社会福祉協議会山内福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 会長	横手市山内土渕字鶴ヶ池三十一番地三	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
横手市社会福祉協議会雄物川福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 会長	横手市雄物川町今宿字末館五十番地	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
横手市社会福祉協議会大森福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 会長	横手市山内土渕字鶴ヶ池三十一番地三	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
横手市社会福祉協議会平鹿福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 会長	横手市大森町菅生田二百四十五番地二百六	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日

横手市社会福祉協議会増田福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市社会福祉協議会	横手市増田町増田字土肥館百七十三番地	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
-----------------------------	----------------------	------------	--------------------	---------------	------------

秋田県告示第五百三十八号  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項において

てその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第

五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成二十年十二月十九日  
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
ナースステーションふきのとう	有限会社 介護のパートナーです 代表取締役	横手市山内土淵字中島八六一一	訪問看護、介護予防訪問介護	平成二十年十二月二十日
デイサービスセンターだいち	社会福祉法人 大内さつき会 理事長	由利本荘市岩谷町字ハケノ下八十二	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年十二月二十八日
グループホームふあみりい	有限会社 ふあみりい 取締役	大仙市四ツ屋字上古道六六一九	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年十二月二十六日
横手市特別養護老人ホーム憩寿園老人短期入所施設	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市十文字町梨木字御休ノ上八百八番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年十二月二十六日
横手市特別養護老人ホーム雄水苑老人短期入所施設	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市雄物川町今宿字末館五十番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年十二月二十六日
特定非営利活動法人こもれば訪問介護事業所	特定非営利活動法人 こもれば	能代市落合字綱割十三―百七十四 コーポバレンシア百三	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年十二月三日

秋田県告示第五百三十九号  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百

四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月十九日  
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
指定居宅介護支援事業所 えがおケアプランセンター	株式会社えがお 代表取締役社長	大仙市大曲上大町七番七号	大仙市神宮寺字上栗谷田六十七番地	大仙市大曲上大町七番七号	居宅介護支援事業	平成二十年四月一日
			指定居宅介護支援事業所 えがお認知症介護相談センター	指定居宅介護支援事業所 えがおケアプランセンター		

横手市社会福祉協議会東部指定訪問介護事業所	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	横手市四日町三番二十三号	横手市社会福祉協議会	横手市社会福祉協議会東部指定訪問介護事業所	訪問介護、介護予	平成二十年七月一日
横手市社会福祉協議会南部指定訪問介護事業所	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	横手市十文字町梨木字御休ノ上二十九番地	横手市社会福祉協議会	横手市社会福祉協議会南部指定訪問介護事業所	訪問介護、介護予	平成二十年七月一日
横手市社会福祉協議会西部指定訪問介護事業所	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	横手市大雄字大関三百十番地	横手市社会福祉協議会	横手市社会福祉協議会西部指定訪問介護事業所	訪問介護、介護予	平成二十年七月一日

秋田県告示第五百四十号

平成二十年秋田県告示第三百五十号の公共測量について、平成二十年十一月二十八日終了した旨秋田地方法務局長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	象潟矢島線	にかほ市象潟町小滝字湯ノ台一番二地先から象潟町横岡字昭和台五一番四まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成二十年十二月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成二十年十二月十九日から平成二十一年一月八日まで

秋田県告示第五百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、

同条第十五項の規定に基づき、公告する。

- 平成二十年十二月十九日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 意見の聴取の期日 平成二十年十二月二十五日 午後一時三十分
  - 二 意見の聴取の場所 横手市旭川一丁目三番四十一号 秋田県平鹿地域振興局 三階大会議室
  - 三 許可しようとする建築物の建築の計画
    - (一) 建築物の用途 原動機を使用する百五十平方メートル以上の工場
    - (二) 建築物の場所 横手市八幡字長者町二十五番地一号

秋田県告示第五百四十三号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばきを廃止する者の住所及び氏名	売りさばき場所	廃止年月日
大館市片町十一二 合家忠幸	大館市片町十一二 (東京たまや)	平成二十年十二月九日

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令

(平成七年政令第三百七十二号) 第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 凍結抑制剤 (NacI) 三千五百トン
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山本地域振興局総務企画部経理課 能代市御指南町一番十号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年十一月十九日
- 四 落札者の名称及び住所 株式会社 秋田デイトクライト 秋田市飯島字穀丁大谷地一番地十九
- 五 落札金額 (五百キログラム当たりの単価) 一万四千九百六十二・五円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日 平成二十年十月七日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市神宮寺松倉堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任監事の住所及び氏名 大仙市北檜岡字上龍蔵台八十一番地 菅原 悦朗

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十七号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成二十年十二月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程  
公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を  
次のように改正する。

別記第二十四号様式を次のように改める。

第二十四号様式 名称等の揭示(第五十七条関係)

何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙

衆議院名簿届出政党等名称等揭示

何市(町) (村) 選挙管理委員会

衆議院名簿届出政党等の名称 略(ふりがな) 称


備考

- 一 衆議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第百七十五条第三項又は第五項の規定により定まる順序に従い、右から行つてください。
- 二 「衆議院名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとしてください。この場合においては、ふりがなを付してください。

別記第二十四号様式の二その一を次のように改める。

第二十四号様式の二 名簿登載者等の揭示(第五十八条関係)  
その一 衆議院比例代表選出議員の選挙

何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙

衆議院名簿届出政党等名称等揭示

何市(町) (村) 選挙管理委員会

(ふりがな) 出称 衆議院等 の届名 の名称			

(ふりがな) 称

衆議院名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位		略 称
順位 氏名(ふりがな)	順位 氏名(ふりがな)	
順位 氏名(ふりがな)	順位 氏名(ふりがな)	
順位 氏名(ふりがな)	順位 氏名(ふりがな)	
順位 氏名(ふりがな)	順位 氏名(ふりがな)	
順位 氏名(ふりがな)	順位 氏名(ふりがな)	
順位 氏名(ふりがな)	順位 氏名(ふりがな)	
順位 氏名(ふりがな)	順位 氏名(ふりがな)	

備考

- 一 衆議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第百七十五条第三項の規定により定まる順序に従い、上から行つてください。
  - 二 「衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位」の掲載は、衆議院名簿に記載された氏名及び順位に従い、右から行つてください。
  - 三 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「衆議院名簿登載者の氏名」については縦書きとしてください。この場合においては、ふりがなを付してください。
  - 四 「当選人となるべき順位」については、横書きとしてください。
- 別記第二十四号様式の二その二中「平成」を削る。
- 附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第九十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年十二月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

三分の一の数

七二三

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubar@matubar-ansatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄